

館山養護老人ホーム指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人館山老人ホームが開設する館山養護老人ホーム訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 館山養護老人ホーム訪問介護事業所

(2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (兼務可)

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者 1人以上 (常勤職員)

事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2人以上 (常勤換算 兼務可)

指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1人 (兼務可)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年営業とする。

(2) 営業時間 午前7時40分から午後6時45分までとする。また、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、館山市の区域とし、それ以外の地域については、相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第9条 身体的拘束等は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計算書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらったうえで期間を定めて実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、採用時及び継続時、研修の機会を設けるものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人館山老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

